

# 大阪府中小企業家同友会青年部会 会 則

2023年4月22日改定  
2017年4月8日改定

## 第一章 総則

(名称)

第一条 本部会は、大阪府中小企業家同友会青年部会と称する。

## 第二章 目的及び活動

(目的)

第二条 本部会は、大阪府中小企業家同友会（以下「大阪同友会」という。）の部会活動の一環として、青年経営者の資質の向上と次世代を担う青年幹部社員の育成に努めながら、会員企業の振興発展と同友会運動の発展強化に寄与することを目的とする。

(活動)

第三条 本部会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 一 経営体験報告会の実施
- 二 時代に即応した経営に関する研究、幹部教育及び研修会の実施
- 三 会員の社会的知識を滋養するための法律、政治、経済及び文化に関する情報の提供
- 四 会員相互及び他の都道府県の青年部会員との交流、並びに連携強化を図るための諸事業の実施
- 五 その他本部会の目的を達成するための諸事業の実施

(事業年度)

第四条 本部会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第三章 会員

(会員)

第五条 本部会は、次の会員によって構成される。

- 一 正会員  
大阪同友会の会員であって、本部会の目的に賛同し、入会した者
- 二 準会員  
大阪同友会会員の幹部社員であって、本部会の目的に賛同し、入会した者
- 三 プレ会員  
大阪同友会への入会を予定する中小企業家及びそれに準ずる者であって、本部会の目的に賛同し、入会した者

(入会)

第六条 入会資格は、次のとおりとする。

- 一 正会員  
大阪同友会の会員であって、入会申込年度の事業年度終了日において満45歳以下であること
- 二 準会員  
大阪同友会会員の幹部社員であって、入会申込年度の事業年度終了日において満43歳以下であること
- 三 プレ会員  
大阪同友会への入会を予定する中小企業家及びそれに準ずる者であって、入会申込年度の事業年度終了日において満43歳以下であり、かつ、正会員又は準会員として在籍した経験がないこと

- 2 前項第3号に定める「中小企業家及びそれに準ずる者」については、大阪同友会内規1会員資格および入会・退会についての基準の例による。
- 3 本部会に入会を希望する者は、会員1名以上又は事務局の推薦を得て、事務局に入会申込書を提出して申し込み、幹事会の承認を得るものとする。

(プレ会員の入会金)

第七条 プレ会員は、入会金として、3,000円を支払うものとする。

- 2 入会金は、入会日の翌日の属する月の末日までに支払うものとする。

(会費)

第八条 会員の会費は、年額12,000円とする。

- 2 会費は、毎年4月末日までに支払うものとする。
- 3 入会初年度の会費については、入会月を初月として月割りし、入会日の翌日の属する月の末日までに支払うものとする。
- 4 年度途中で資格を喪失した場合でも、会費は返還しない。

(資格の喪失)

第九条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 資格の期限が到来したとき
- 二 中小企業家又はそれに準ずる者に該当しなくなったとき
- 三 退会したとき
- 四 成年被後見人、被保佐人及び被補助人となったとき
- 五 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき
- 六 除名となったとき
- 七 除籍となったとき

(資格の期限)

第十条 会員の資格の期限は、次のとおりとする。

- 一 正会員  
満45歳を迎えた年度の年度末
- 二 準会員  
満43歳を迎えた年度の年度末
- 三 プレ会員  
次のいずれかの期限のうち、より早い方を迎えたとき
  - イ 入会年度を初年度として、入会年度から3年目を迎えた年度の年度末
  - ロ 満43歳を迎えた年度の年度末

(退会)

第十一条 会員は、退会を希望する場合は、事務局及び幹事会に対し退会の申出をし、任意に退会することができる。

(除名)

第十二条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、幹事会の決議により、対象会員を除名することができる。

- 一 本部会の規律を著しく乱したり、名誉を傷つけた場合
- 2 除名された会員の再入会は、一切認めない。

(除籍)

第十三条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、幹事会の決議により、対象会員を除籍することができる。

- 一 会費を6か月以上滞納した場合
- 2 除籍された会員の再入会は、除籍時までの滞納会費を精算しない限り認めない。

## 第四章 組織

### (審議及び決議)

第十四条 会員は、審議に際し、中小企業家同友会の掲げる民主的運営に則り、全会一致、各会議体を構成する会員（以下「構成会員」という。）の総意に達することを目指した討議を行い、早急かつ強行な採決を行ってはならず、議論を深めるように努めなければならない。

- 2 本部会の総会、役員会及び幹事会は、構成会員1名につき1個の議決権として、議決権数の過半数を有する構成会員が出席又は委任状を提出することによって成立する。
- 3 前項の決議は、出席した構成会員の議決権の3分の2以上の賛成をもって行う。

### (総会)

第十五条 青年部会総会（以下「総会」という。）は、全ての会員によって構成する。

- 2 総会は、本部会の最高の決議機関であり、以下の各号について決定する。
  - 一 活動報告及び方針
  - 二 年度活動計画
  - 三 決算及び予算
  - 四 役員、幹事及び会計監査の選任並びに解任
  - 五 組織の改編、本会則の改廃、青年部会指針の改廃、その他組織の根幹に関わる重要事項
- 3 定時総会は、年1回、事業年度終了後から3カ月以内に開催する。また、会員の3分の1以上の要請があるとき又は役員会が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。
- 4 総会は、役員会が招集するものとする。

### (役員、幹事及び会計監査)

第十六条 本部会には、次のとおり役員を置く。

- 一 部会長 1名
  - 二 副部会長 若干名（必要に応じて選任する）
  - 三 幹事長 1名
  - 四 副幹事長 若干名（必要に応じて選任する）
  - 五 直前部会長 1名
- 2 本部会には、次のとおり幹事を置く。
    - 一 委員長 若干名
    - 二 副委員長 若干名
    - 三 会計 1名
    - 四 特命幹事 若干名
  - 3 本部会には、会計監査1名を置く。

### (役員等の選任及び資格等)

第十七条 役員、幹事及び会計監査（以下「役員等」という。）は、役員選考委員によって構成される役員選考委員会が推薦し、総会で決定する。

- 2 役員等は、事業年度開始時において満43歳を超えない者の中から選任する。ただし、直前部会長はこの限りではない。
- 3 役員は、正会員又は準会員に限る。
- 4 役員等の任期は、翌事業年度の定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

### (役員会)

第十八条 役員会は、全ての役員によって構成する。

- 2 役員会は、総会に次ぐ決議機関であり、次に掲げる職務を行う。
  - 一 部会運営の統括
  - 二 総会の招集
  - 三 役員選考委員の選任及び解任
  - 四 本会則に定めのない事項一切
- 3 役員会は、前項第四号の職務の一部について、幹事会に委任することができる。
- 4 役員会の招集は、部会長が行うものとする。

### (幹事会)

第十九条 幹事会は、全ての役員等によって構成する。

- 2 幹事会は、役員会に次ぐ決議機関であり、次に掲げる職務を行う。
  - 一 総会方針の具体化及びその執行
  - 二 入会の承認
  - 三 退会届の受理
  - 四 会員の除名・除籍
  - 五 運営規定の制定及び改廃に関する案の上程
- 3 幹事会の招集は、幹事長が行い、原則として毎月開催する。

(支部)

第二十条 本部会は、会員の増加に伴い、円滑な活動を進めるために必要と判断される場合は、総会の承認により、大阪府中小企業家同友会のブロック・支部に対応する青年部会の組織を配置することができる。

## 第五章 会計

(財政)

第二十一条 本部会の財政は、会費、大阪同友会からの補助、その他の収入で運営する。  
2 本部会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査の報告)

第二十二条 会計監査は、会計を監査し、定時総会において監査の結果を報告するものとする。

## 第六章 会則の改廃

(規約の改廃)

第二十三条 本会則の改廃は、大阪府同友会の理事会の承認を得て、総会で行う。

## 第七章 附則

(運営規定)

第二十四条 本会の運営規定は、大阪同友会の理事会の承認を得て、総会で行う。

(実施の年月日)

第二十五条 本会則は、2023年4月22日より実施する。